

〈参考資料-10〉 避難手段に関する資料

次の車両や船舶を活用し、ピストン輸送を含め適切に住民等の搬送を実施。

1 陸 上

(1) 重点市町及び消防機関 バス等保有台数

令和2年4月1日現在

	バ ス		マイクロバス		ワンボックス等		合 計		
	台 数	搬送可能 人員	台 数	搬送可能 人員	台 数	搬送可能 人員	台 数	搬送可能 人員	
重点市町	伊方町	1	41	(8)	(22)	(7)	(26)	(15)	(48)
	八幡浜市	1	39	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(5)
	大洲市	2	68	6	155	(2)	(4)	(2)	(4)
	西予市	9	380	34	854	14	109	50	1,031
	宇和島市	1	40	22	492	(2)	(20)	(2)	(20)
	伊予市	1	40	7	183	18	162	26	385
	内子町			3	84	7	53	10	137
	計	14	568	15	371	8	59	23	430
消防機関	八幡浜消防			(9)	(24)	(13)	(53)	(22)	(77)
	大洲消防			(1)	(4)	(1)	(1)	(2)	(5)
	西予市消防			1	17	2	12	3	29
	宇和島消防					1	7	1	7
	伊予消防			(1)	(2)			(1)	(2)
	計			1	23	1	7	2	30
合 計			1	11	1	7	2	18	
			(2)	(6)	(1)		(3)	(7)	
			3	51	6	42	9	93	
			(11)	(30)	(14)	(53)	(25)	(84)	
	14	568	112	2694	107	857	234	4119	

(注) バ ス : 乗車定員30人以上

マイクロバス : 乗車定員11人~30人

ワンボックス等 : 乗車定員10人以下

搬送可能人員 : 乗車定員-1名(運転手)

台数欄のうち、()書きは、福祉車両(車椅子の昇降装置等を備えた車両)

搬送可能人員のうち、()書きは、車イス、ストレッチャーの搬送可能人員

(2) 愛媛県バス協会

令和2年9月30日現在

地区名	包 含 都市別	事 業 者 名	住 所	電 話 番 号	乗合バス	貸切バス	合計
-	-	ジェイアール四国バス株式会社	高松市浜ノ町8-33	087-825-1717	24		24
	小計					24	24
東予	今治市	瀬戸内運輸株式会社	今治市東門町1-2-1	0898-23-3450	125	37	162
	今治市	瀬戸内海交通株式会社	今治市大三島町宮浦5709	0897-82-0076	34	5	39
	今治市	いずみ観光株式会社	今治市上徳乙216-4	0898-48-7707	3	23	26
	今治市	河南タクシー有限会社	今治市立花町3-7-38	0898-25-1000		5	5
	今治市	株式会社瀬戸内しまなみリーディング	今治市東鳥生町5-15	0898-25-4873	7		7
	新居浜市	株式会社マイントピア別子※	新居浜市木立川町707-3	0897-43-1801		6	6
	西条市	愛媛バス株式会社	西条市楠甲547-1	0898-66-0303		22	22
	西条市	せとうち周桑バス株式会社	西条市小松町新屋敷甲1148	0898-72-5639	7	5	12
	西条市	有限会社西日本観光	西条市三芳886-1	0898-66-0919		12	12
	四国中央市	大一興産有限会社	四国中央市川之江町110-2	0896-57-2685		7	7
	四国中央市	有限会社すいは観光	四国中央市土居町野田甲1547-1	0896-74-8686		8	8
	小計					176	130
中予	松山市	伊予鉄バス株式会社	松山市室町1-2-43	089-948-3211	177	33	210
	松山市	有限会社竹乃井交通	松山市南久米町137番地	089-975-1144		10	10
	松山市	有限会社城北交通	松山市吉藤5-21-17	089-979-5003		7	7
	松山市	奥道後交通株式会社	松山市末町乙52番地	089-977-0117		6	6
	松山市	株式会社ハート交通	松山市堀江町甲631-1	089-911-8810		10	10
	伊予市	有限会社奥島観光	伊予市灘町330-3	089-983-2367		21	21
	伊予市	ミタカ観光有限会社	伊予市三秋342	089-983-0081		15	15
	伊予市	あいバス	伊予市宮下606 (株)植西運送内	089-983-2244		11	11
	伊予市	有限会社中山観光	伊予市中山町中山丑338-1	089-967-0975		6	6
	松前町	株式会社十季	伊予郡松前町筒井291-10	089-985-3060		8	8
	小計					177	127
南予	宇和島市	宇和島自動車株式会社	宇和島市錦町3-22	0895-22-2202	105	35	140
	八幡浜市	伊予鉄南予バス株式会社	八幡浜市江戸岡1-9-2	0894-22-3200	26	19	45
	八幡浜市	八幡浜観光バス株式会社	八幡浜市保内町喜木1-116-1	0894-36-0868		15	15
	大洲市	肱南観光バス株式会社※	大洲市東大洲1134	0893-25-0045	4	13	17
	大洲市	有限会社安全タクシー	大洲市東大洲992	0893-25-1120		2	2
	西予市	株式会社オキノ	西予市宇和町上松葉325	0894-62-2211		0	0
	西予市	えひめバス旅行有限会社	西予市宇和町稲生230	0894-62-5088		4	4
	西予市	野村ツーリスト有限会社	西予市野村町野村12-671	0894-72-3323	2	4	6
	伊方町	岬観光開発株式会社	西宇和郡伊方町河内53-1	0894-38-1181		5	5
	愛南町	パール交通株式会社	南宇和郡愛南町平城3045	0895-72-1380		3	3
	小計					137	100
合計					514	357	871

※会員外であるが、参考記載

2 海上

(1) 漁業協同組合関係

令和元年12月31日現在

市町	船舶の所属	所在地	電話連絡	船舶数												計
				～ 0.9t	1 ～ 2.9t	3 ～ 4.9t	5 ～ 9t	10 ～ 14t	15 ～ 19t	20 ～ 29t	30 ～ 49t	50 ～ 99t	100 ～ 199t	200t ～		
伊方町	三崎漁業協同組合	伊方町串19	0894-56-0111	161	48	77	2	1	1							290
伊方町 八幡浜市 西予市	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市1522-18	0894-22-2811	566	331	248	29	16	5		2			5		1,202
大洲市	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜甲1021	0893-52-1146	14	86	58	1									159
西予市	明浜漁業協同組合	西予市明浜町狩浜1-215	0894-65-0311	109	67	69	6	3	1						1	256
宇和島市	吉田町、宇和島、三浦、下波、遊子、うわうみ、北灘、岩松、下灘漁協	宇和島漁協(宇和島市榊形町2丁目6-11)	0895-22-5750	1,065	1,135	362	249	133	67				1	9	19	3,040
伊予市	伊予漁業協同組合、上灘漁業協同組合、下灘漁業協同組合	伊予漁協(伊予市灘町357)	089-982-0134	8	31	116	6									161
合計				1,923	1,698	930	293	153	74	0	2	1	14	20		5,108

愛媛県漁船統計表より

(2) 愛媛県所有の漁業取締船及び試験船

令和2年4月1日現在

所属	船名	船種	トン数 (t)	乗員定数 (名)	乗船可能人員 (名)	停泊港	停泊時に最低限 必要な水深(m)	備考
愛媛県水産課	せとかぜ	漁業取締船	38	6	17*	松山港	5	
	うわかぜ	漁業取締船	41	6	20*	宇和島港	5	
	よしゅう	試験船	77	8	38	宇和島港	5	
合計					38			

※24時間未満の場合における人数を記載。臨時検査を受けることで、制限を設けて増員することができるが、救命胴衣等の準備が必要。

(3)愛媛県旅客船協会

令和2年4月1日現在

NO	会 社 名	住 所	トン数	保有隻数	起 点	終 点
1	愛南町商工観光課	愛南町船越1289番地1	35	2隻	船 越	鹿 島
2	青島海運有限会社	大洲市長浜甲1030番地3	19	1隻	長 浜	青 島
3	石崎汽船株式会社	松山市高浜町5丁目2259番地1	1,770	4隻	松 山	呉・宇品
4	㈱イマダイコーポレーション	今治市常磐町4丁目2番地8	288	3隻	今 治	四阪島
5	今治市地域振興課	〃 別宮町1丁目4-1	198	2隻	今 治	岡 村
6	岩城汽船株式会社	上島町岩城610	234	4隻	岩 城	土 生
7	宇和島運輸株式会社	八幡浜市沖新田1586番地	10,164	4隻	八幡浜	別 府
8	大三島ブルーライン(株)	今治市片原町1丁目2番地	213	1隻	今 治	木江・岡村
9	上島町生活事業課	上島町弓削下弓削210	198	2隻	弓 削	佐島・土生
10	九四オレンジフェリー(株)	八幡浜市沖新田1586番地	5,842	2隻	八幡浜	臼 杵
11	有限会社くるしま	今治市波止浜3丁目6-22	19	1隻	波止浜	馬 島
12	芸予汽船(株)	〃 片原町1丁目2番地	99	2隻	今 治	土 生
13	株式会社ごごしま	松山市由良町1234	690	3隻	高 浜	由良・泊
14	株式会社小松商店	今治市菊間町浜88	67	8隻	菊間港	栈 橋
15	四国開発フェリー(株)	西条市今在家1500番地2	35,624	3隻	東予・新居 浜	神戸・大阪
16	シーセブン有限会社	今治市伯方町木浦甲2779-5	19	1隻	宮 窪	尾 浦
17	有限会社新喜峰	松山市北条341番地1	57	1隻	北 条	安居島
18	住鋏物流株式会社	新居浜市西原町3丁目5-3	649	2隻	新居浜	四 阪
19	盛運汽船株式会社	宇和島市栄町港2丁目600-15	291	3隻	宇和島	日 振
20	田中輸送有限会社	八幡浜市沖新田1581番地23	55	2隻	八幡浜	大 島
21	津島渡船有限会社	今治市吉海町臥間46-2	19	1隻	今 治	津 島
22	中島汽船株式会社	松山市高浜町5丁目2259番地1	2,042	6隻	三津浜・高 浜	中 島
23	新居浜市運輸観光課	新居浜市一宮町1丁目5-1	207	2隻	大 島	黒 島
24	松山市観光振興課	松山市二番町4丁目7-2	59	5隻	中須賀	鹿 島
25	松山・小倉フェリー株式会社	松山市高浜町5丁目2259番地1	8,515	2隻	松 山	小 倉
会 員 合 計			67,373	67隻		

《 賛 助 会 員 》

1	大三島道路サービス(株)	今治市上浦町瀬戸1281				
2	芸予開発株式会社	今治市常磐町1丁目2-1				
3	国道九四フェリー株式会社	大分市大字佐賀字太田750番69	2,391	3隻	三 崎	佐賀関
4	防予フェリー株式会社	山口県柳井市柳井134	2,085	3隻	三津浜	柳 井
5	瀬戸内海汽船株式会社	広島市南区宇品海岸一丁目12番23号	1,776	4隻	松 山	呉・宇品
賛 助 会 員 合 計			6,252	10隻		

(4)海上保安部所属の船舶

ア 巡視船艇

令和2年4月1日現在

所属	船名	船舶型	総トン数(t)	乗員(名)	搭載可能人員(名)	備考
松山海上保安部	いよ	PM 500t	599	24	95	
	おきなみ	PC 23m	64	8	20	
	いよざくら	CL 20m	26	5	20	
今治海上保安部	いよなみ	PC 35m	113	9	30	
	せとぎり	PC 35m	113	9	30	
	いまかぜ	CL 20m	26	5	20	
新居浜海上保安署	はまぎく	CL 20m	26	5	20	
宇和島海上保安部	たかつき	PS 130t	114	9	55	
	おいつかぜ	CL 20m	26	5	36	
合計					326	

イ 監視取締り艇

令和2年4月1日現在

所属	船名	備考
松山海上保安部	でねぶ	
今治海上保安部	りべら	
新居浜海上保安署	ぶれあです	
宇和島海上保安部	けんたうるす	

(5)海上自衛隊所属の船舶

平成31年1月1日現在

所属	船種	隻数(隻)	トン数(t)	乗員定数(名)	乗船可能人員(名)		備考
					1隻あたり	合計	
呉地方総監部	多用途支援艦	1	980	40	200	200	
	掃海艇	2	490	45	100	200	
	水中処分母船	1	300	15	50	50	
計		4			450		

(6) 第六管区海上保安本部所属のヘリ・航空機

令和2年4月1日現在

所属	所在地	機体名	型	乗員 (名)	搭載可能人員 (名)	備考
第六管区海上保安本部 広島航空基地	広島県 三原市本郷町善 入寺64-31	MH962	アグスタ 139型	5	9	
		MH963	アグスタ 139型	5	9	
		MH906	ベル 412型	5	10	
合計					28	

(7) 海上自衛隊所属のヘリ・航空機

令和2年4月1日現在

所属	所在地	機体名	型	乗員 (名)	搭載可能人員 (名)	備考
第24航空隊	徳島県	SH-60J	H60	3	10	
第111航空隊	山口県	MCH-101	EH10	4	36	
合計					46	

＜参考資料-11＞民間運輸関係団体等との人員・物資輸送に関する協定等

原子力災害時の物資等の輸送に関する覚書

災害時の物資等の輸送に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、協定書前文に規定する災害時のうち、放射性物質が大量に放出され、又はそのおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における協定書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の基準及び内容）

第2条 原子力災害時において、甲は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、協定書第2条の規定により乙に対して協力を要請するものとする。

2 原子力災害時において、甲が乙に対して要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態が発生したとき

災害救助に必要な生活必需品等の輸送その他協定書第3条第2号から第5号までに掲げる業務（以下「生活必需品の輸送等」という。）の準備

(2) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生したとき

生活必需品の輸送等の実施

（甲が実施する事項）

第3条 甲は、乙の原子力災害時における生活必需品の輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 甲乙間の連絡体制の整備及び乙が生活必需品の輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

(3) 乙に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等生活必需品の輸送等に必要情報その他関連する情報の乙への迅速な提供

(5) 車両の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

（補償）

第4条 原子力災害時に乙が協定書第3条に掲げる業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は当該業務に使用した車両が放射性物質により汚染されたときは、次に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令」とあるのは、「協定書第2条の規定による協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 乙又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

（雑則）

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県松山市井門町1081番地1
乙 一般社団法人愛媛県トラック協会
会 長

災害時の物資等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県トラック協会（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力並びに物流専門家の派遣を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物流専門家によるアドバイザー業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1号、第2号及び第4号の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第11条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

2 第3条第3号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年3月15日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市南江戸一丁目6番3号

乙 社団法人愛媛県トラック協会

会 長

社団法人愛媛県トラック協会

会長 様

愛媛県知事



災害時における物資等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力要請を要する理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 物流専門家によるアドバイザー業務

業務内容	人数	派遣期間	派遣場所	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

5 その他の応急対策業務

業務内容	輸送期間	輸送区間	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

6 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県トラック協会
会長



災害時における物資等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定第5条の規定により次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務実施日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日			地先から 地先まで				

3 物流専門家によるアドバイザー業務

業務期日	業務内容	派遣場所	派遣人員数・所属氏名	備考
平成 年 月 日				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員数	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から 地先まで			

原子力災害時の人員等の輸送に関する覚書

災害時の人員等の輸送に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、協定書前文に規定する災害時のうち、放射性物質が大量に放出され、又はそのおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における協定書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の基準及び内容）

第2条 原子力災害時において、甲は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、協定書第2条の規定により乙に対して協力を要請するものとする。

2 原子力災害時において、甲が乙に対して要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態が発生したとき

予防的防護措置を準備する区域（四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）を中心として概ね半径5キロメートル以内の区域。以下「準備区域」という。）及び予防避難エリア（準備区域以西の佐田岬半島の区域をいう。以下同じ。）における車両による施設敷地緊急事態要避難者の避難のための輸送その他協定書第3条第2号から第4号までに掲げる業務（以下「避難輸送等」という。）の準備

(2) 施設敷地緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける車両による施設敷地緊急事態要避難者の避難輸送等の実施及び住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く。次号において同じ。）の避難輸送等の準備

(3) 全面緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける車両による住民等の避難輸送等の実施並びに緊急時防護措置を準備する区域（伊方発電所を中心として概ね半径30キロメートル以内の区域（準備区域を除く。）をいう。）のうち予防避難エリアを除く区域における車両による住民等の避難輸送等の準備及び実施

3 前項の「施設敷地緊急事態要避難者」とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

（甲が実施する事項）

第3条 甲は、乙の原子力災害時における避難輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 甲乙間の連絡体制の整備及び乙が避難輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

(3) 乙に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の避難輸送等に必要な情報その他関連する情報の乙への迅速な提供

(5) 車両の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(補償)

第4条 原子力災害時に乙が協定書第3条に掲げる業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は当該業務に使用した車両が放射性物質により汚染されたときは、次に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令」とあるのは、「協定書第2条の規定による協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 乙又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

(雑則)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県松山市大手町一丁目7番地4
乙 一般社団法人愛媛県バス協会
会 長

災害時の人員等の輸送に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県バス協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2に基づき、乙の会員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費

用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成24年8月10日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月10日

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4

乙 社団法人愛媛県バス協会

会 長

社団法人愛媛県バス協会
会長 様

愛媛県知事



災害時における人員等の輸送の業務への協力要請について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

2 ボランティアの輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	
輸送物		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

愛媛県知事 様

社団法人愛媛県バス協会
会長



災害時における人員等の輸送の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の人員等の輸送に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

2 ボランティアの輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

3 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
輸送者 平成 年 月 日			地先から				
輸送物 平成 年 月 日			地先から				

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事車両数	備考
平成 年 月 日		地先から				

原子力災害時の船舶による輸送等に関する覚書

災害時の船舶による輸送等に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づき、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、協定書前文に規定する災害時のうち、放射性物質が大量に放出され、又はそのおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における協定書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の基準及び内容）

第2条 原子力災害時において、甲は、船員等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、協定書第2条の規定により乙に対して協力を要請するものとする。

2 原子力災害時において、甲が乙に対して要請する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態が発生したとき

予防的防護措置を準備する区域（四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）を中心として概ね半径5キロメートル以内の区域。以下「準備区域」という。）及び予防避難エリア（準備区域以西の佐田岬半島の区域をいう。以下同じ。）における船舶による施設敷地緊急事態要避難者の避難のための輸送その他協定書第3条第2号から第4号までに掲げる業務（以下「避難輸送等」という。）の準備

(2) 施設敷地緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける船舶による施設敷地緊急事態要避難者の避難輸送等の実施及び住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く。次号において同じ。）の避難輸送等の準備

(3) 全面緊急事態が発生したとき

準備区域及び予防避難エリアにおける船舶による住民等の避難輸送等の実施並びに緊急時防護措置を準備する区域（伊方発電所を中心として概ね半径30キロメートル以内の区域（準備区域を除く。）をいう。）のうち予防避難エリアを除く区域における船舶による住民等の避難輸送等の準備及び実施

3 前項の「施設敷地緊急事態要避難者」とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

（甲が実施する事項）

第3条 甲は、乙の原子力災害時における避難輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 甲乙間の連絡体制の整備及び乙が避難輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保

(2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供

(3) 乙に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

(4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の避難輸送等に必要な情報その他関連する情報の乙への迅速な提供

(5) 船舶の円滑な誘導等の実施

(6) 従事者の被ばく検査の実施

(7) 業務に使用した船舶のスクリーニング及び除染の実施

2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に

協力するものとする。

(補償)

第4条 原子力災害時に乙が協定書第3条に掲げる業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき又は当該業務に使用した船舶が放射性物質により汚染されたときは、次に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条の規定による従事命令」とあるのは、「協定書第2条の規定による協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 乙又は従事者が契約している損害保険等により給付を受けることができる場合

(雑則)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県松山市高浜町5丁目2259番地1

乙 愛媛県旅客船協会
会 長

災害時の船舶による輸送等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県旅客船協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 被災者等の輸送業務

(2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

(3) 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

(4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

3 第1項に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が第3条に規定する業務に従事するため、業務開始前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、所属する会員のうちこの協定に基づく輸送業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成17年2月14日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年2月14日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事

松山市三津1丁目4番9号
乙 愛媛県旅客船協会
会長

愛媛県旅客船協会会長 氏 名 殿

愛媛県知事 氏 名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者等の輸送業務

輸 送 人 員 数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

輸送者(物)	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
輸送者	人	(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	
輸送物		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	輸送数	輸 送 活 動 期 間	輸 送 区 間	備 考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

4 その他の応急対策業務

業 務 内 容	業 務 期 間	業 務 場 所	備 考
	(自) 月 日		
	(至) 月 日		

愛媛県知事 氏 名 殿

愛媛県旅客船協会会長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者等の輸送業務

輸送業務期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務

	輸送業務期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
輸送者	月 日		人	地先から	回	人	隻	
	月 日							
輸送物	月 日			地先から	回	人	隻	
	月 日							

3 他に手段がない場合における災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

4 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	回	人	隻	

原子力災害時における愛媛県、大分県及び一般社団法人大分県バス協会の伊方町住民搬送に関する確認事項について

平成29年8月30日、愛媛県防災安全統括部長、大分県生活環境部防災局長及び一般社団法人大分県バス協会（以下「大分県バス協会」という）との間で、原子力災害時における愛媛県からの避難住民の搬送に関して、以下の事項について確認をする。

1 大分県内におけるバスによる避難住民の搬送条件について

大分県内におけるバスによる避難住民の搬送条件は、次のとおりとする。

- (1) 伊方町佐田岬半島部において、道路状況等により愛媛県内への陸路避難が困難であること。
- (2) 大分県内に放射性物質の影響が及んでいないこと。
- (3) 原則として、放射性物質の放出前に避難を開始する計画であるが、愛媛県内の港湾等において避難退域時検査を実施し、避難住民の皮膚や衣服に放射性物質が付着していないことを確認していること。ただし、万が一、愛媛県内の港湾等において当該検査を実施できない場合は、大分県側の港湾等において当該検査を実施していること。
- (4) バス乗車の際に、避難住民に随行した町職員等が、個人線量計を運転手に示し、避難住民の皮膚や衣服に放射性物質が付着していないことを示すこと。

2 大分県バス協会による住民搬送への協力について

愛媛県からの避難者受入れ要請に基づき、大分県が大分県バス協会に協力を依頼し、大分県バス協会は住民搬送について可能な限りの協力を行うものとする。

3 住民搬送用バスの契約について

住民搬送用バスに係る契約は、愛媛県と大分県バス協会との間で行うものとする。

4 従事者・車両の補償について

住民搬送業務を実施した場合において、万が一、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態になったとき又は使用した車両に放射性物質が付着したときは、次に掲げる場合を除き、愛媛県がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令」とあるのは、「愛媛県からの避難者受入れ要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 住民搬送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 当該損害につき、大分県バス協会、同協会の協会員及び業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

5 原子力防災研修及び訓練の実施等について

- (1) 愛媛県、大分県及び大分県バス協会は、連携し、バス事業者への伊方発電所の安全対策や放射線に関する研修機会の提供に努めるとともに、原子力防災訓練における住民搬送訓練等を通じて、避難体制の更なる充実・強化を図るものとする。
- (2) 愛媛県は、大分県が避難住民の皮膚や衣服に放射性物質が付着していないことを確認する避難退域時検査に必要な資機材の整備に努めるものとする。

平成29年8月30日

愛媛県防災安全統括部長

大分県生活環境部防災局長

一般社団法人大分県バス協会会長

2 避難等防護措置を実施する地区リスト

地点番号	名称	設設施設名	住所	防護措置を実施する地区		代替局
					優先局	
—	電子線量計大江	瀬戸グループリビングほのぼの苑	伊方町大江1738	伊方町	[小島、志津、大江]	四電MP三机
—	電子線量計田部	田部集会所	伊方町田部571番地	伊方町	[神崎、田部]	四電MP大久
—	電子線量計川之浜	川之浜公園	伊方町川之浜1830	伊方町	[川之浜]	電子線量計大江
—	電子線量計二名津	二名津小学校跡	伊方町二名津365番地	伊方町	[平蔵、釜木、松、明神、二名津]	電子線量計田部
—	電子線量計与修	みさき風の丘パーク	伊方町与修370番地2	伊方町	[串、与修]	四電MP三崎
—	電子線量計名取	名取小学校跡	伊方町名取200	伊方町	[名取]	電子線量計二名津
—	電子線量計井野浦	井野浦集会所	伊方町井野浦3番地	伊方町	[井野浦、大佐田、佐田]	四電MP三崎
—	電子線量計磯崎	磯津保育園跡	八幡浜市保内町磯崎1347	八幡浜市	[磯崎] 大洲市 [長浜町出海【出海87、出海88、出海89、出海90、出海91、出海92、出海93を含む】]	四電MP喜木津
—	電子線量計筵田	筵田集会所	八幡浜市日土町	八幡浜市	[尾ノ花、筵田、野地、瀬田、榎ノ木上、久保田、福岡]	電子線量計日土
—	電子線量計日土	日土保育所	八幡浜市日土町8-125	八幡浜市	[田の窪、小坂、森山、川辻、中当、続蔵、榎野]	四電MP宮内
—	電子線量計宮内	宮内小学校	八幡浜市保内町宮内5-46	八幡浜市	[枇杷谷両家、駄場、西之河内、宮内里]	四電MP宮内
—	電子線量計高野地	長谷小学校跡	八幡浜市高野地716	八幡浜市	[高野地]	電子線量計郷
—	電子線量計川之内	川之内小学校跡	八幡浜市川之内1-182	八幡浜市	[南裏、川之内、古藪]	電子線量計郷
—	電子線量計郷	千丈小学校	八幡浜市郷甲4-1	八幡浜市	[郷、松尾、松柏]	四電MP北浜
—	電子線量計国木	牛名集会所付近	八幡浜市国木	八幡浜市	[川舞、国木・牛名、中津川、五反田]	電子線量計郷
—	電子線量計川名津	川上小学校	八幡浜市川上町川名津305	八幡浜市	[白石、上泊、川名津]	県MP真穴
—	電子線量計谷	谷条例水道	八幡浜市谷5-256-1	八幡浜市	[横平、谷] 西予市 [嶋山、和泉]	県MP双岩
—	電子線量計大島	大島産業振興センター	八幡浜市大島3-298-5	八幡浜市	[大島]	県MP真穴
—	電子線量計今坊	喜多漁港	大洲市長浜町今坊2054番地	大洲市	[長浜町今坊【今坊58、今坊59、今坊60、今坊61、今坊62、今坊63、今坊64、今坊65、今坊66、今坊67を含む】、長浜町拓海]	県MP長浜
—	電子線量計田処	田処ふれあい広場	大洲市田処甲214番地第1	大洲市	[田処【川上、東(田処)、境、向井、田処西、田処下を含む】]	電子線量計柳沢
—	電子線量計戒川	戒川ふれあい広場	大洲市戒川乙903番地	大洲市	[戒川【戒川130、戒川131、戒川132、戒川133、戒川134、戒川135、戒川136を含む】]	県MP柴
—	電子線量計下須戒	郷3号公園	大洲市長浜町下須戒9-7	大洲市	[長浜町穂積【穂積100、穂積101、穂積102を含む】、長浜町下須戒【下須戒94、下須戒95、下須戒96、下須戒97、下須戒98、下須戒99、大和団地153を含む】、長浜町上老松【上老松103、上老松104、上老松105を含む】、長浜町大越【大越106、大越137を含む】]	県MP長浜
—	電子線量計柳沢	柳沢ふれあい広場	大洲市柳沢甲753番地2	大洲市	[柳沢【赤田、居場、道成、本郷(柳沢)、有久保、河内(柳沢)、河向を含む】、藤縄【藤縄1、藤縄2、藤縄3、藤縄4を含む】]	電子線量計田処
—	電子線量計櫛生	櫛生ふれあい広場	大洲市長浜町櫛生乙141番地	大洲市	[長浜町櫛生【櫛生68、櫛生69、櫛生70、櫛生71、櫛生72、櫛生73、櫛生74、櫛生75、櫛生76、櫛生77、櫛生78、櫛生79、櫛生80、櫛生81、櫛生82、櫛生83、櫛生84を含む】、長浜町須沢【須沢85、須沢86を含む】]	電子線量計磯崎
—	電子線量計八多喜	大洲東中学校	大洲市八多喜町甲1225番地	大洲市	[手成【本村、森(手成)、広岡(手成)、中場、田の久保を含む】、米津【表米津、谷米津、河内(米津)を含む】、八多喜町【宇山、家野、湯の子、中町(八多喜町)・元町1・元町2・新町下・新町中・新町上、上町(八多喜町)、下町上・下町下、岩津、八多浪、伊州子を含む】]	県MP柴
—	電子線量計豊茂	豊茂ふれあい広場	大洲市豊茂甲532番地	大洲市	[豊茂【豊茂107、豊茂108、豊茂109、豊茂110、豊茂111、豊茂112、豊茂113、豊茂114、豊茂115、豊茂116、豊茂117、豊茂118、豊茂119を含む】]	電子線量計櫛生
—	電子線量計喜多山	旧新谷公民館喜多山分館用地	大洲市喜多山乙297番2	大洲市	[喜多山【立山、麓、喜多山中組、喜多山下組、二軒茶屋を含む】]	電子線量計新谷
—	電子線量計五郎	五郎大谷公園	大洲市五郎字大谷2709番地	大洲市	[東宇山【西山、石仏、小田、寿、ひえ田、大東を含む】、春賀【大洲ホーム、石橋、和田下・和田中・和田上、田辺、坂本・大谷、阿寄、山高を含む】、多田【多田5、多田、峠を含む】、五郎【玉川、五郎1・五郎2・五郎3・五郎4・五郎5、慶雲寺を含む】]	電子線量計東大洲
—	電子線量計上須戒	上須戒ふれあい広場	大洲市上須戒甲1511番地	大洲市	[上須戒【河春、屋敷、折尾、大宅、猿谷、東峰、西峰、初尾、池岡、梶屋敷、打越、松久保、非農家を含む】]	電子線量計筵田
—	電子線量計新谷	農村環境改善センター	大洲市新谷乙1507-3番地	大洲市	[黒内坊 大洲市【恋木【恋木1番・恋木2番・恋木3番を含む】、新谷【中富久保、大久保、山口、中組、都、小貝、上組、惣谷、田合、西和田西、西和田東、城山、和田1・和田2、神南、東松ヶ花、吉町を含む】、新谷町【川東1・川東2・川東3、川西、町1番・町2番・町3番・町4番を含む】、下新谷]	電子線量計五郎
—	電子線量計東大洲	大洲市総合福祉センター	大洲市東大洲270番地1	大洲市	[東大洲【平坂、小島越、西松ヶ花、東大洲、日の出2、河内(東大洲)、神宮、国土交通省寮、大洲中央病院寮、国土交通省宿舍第3号、白方市営住宅、県営大洲東団地、森井マンション、山田マンション、区外(喜多地区)を含む】、若宮【大正、新町1、新町2、新町3、堀の内1、堀の内2、若宮上1、若宮上2、若宮中1、若宮中2、若宮下1、若宮下2を含む】、田口【渡場1、日の出1、白方、多賀、立岡、中ヶ市、天満、山根、西岡、石田口、国土交通省東大洲寮を含む】、常磐町【常磐町1、常磐町2、常磐町3、常磐町4、常磐町5を含む】、中村【渡場2、渡場3、殿町、西裡、土地蔵西、土地蔵東、射場、大黒、恵美須、下地蔵、昭和、宮前、駅前、脇川、上山根、下山根、旭、常磐町6、稲澤ハイツ、福岡マンションを含む】、市木【平曾、平畑、四国電力寮、森(市木)、清和園、大洲育成園、大洲学園を含む】、徳森【中山西、中山東、城1、城2、城3、土肥、野田、野久保、徳森仮設団地、区外(平地区)を含む]	四電MP大洲

—	電子線量計宇津	宇津橋付近	大洲市菅田町宇津甲890-3 地先	大洲市〔菅田町宇津【板野、藤の川、成見、池田、護葉、道屋敷、東(菅田)、天眞、西谷を含む】〕	電子線量計大竹
—	電子線量計大竹	父集会所	大洲市菅田町大竹乙2104-4 番地	大洲市〔菅田町菅田【下町1、下町2、下町3、西、富士、希望ヶ丘荘、上東、中東、下東、朝日、村島、上町(菅田)、中町(菅田)、阿部を含む】、菅田町大竹【小倉、父、裾野、野地、杭瀬、貫小屋、追打、本郷(菅田)を含む】〕	四電MP大洲
—	電子線量計平地	平野公民館平地上分館	大洲市平野町平地3655番 地	大洲市〔平野町平地【沼田、土井、横野(平野)、本谷日、本谷影、保子野、日浦、栄谷、矢の口、地藏堂、会心、里下、清広、広岡(平野)、平野町下を含む】〕	県MP平野
—	電子線量計北只	国立大洲青少年交流の家	大洲市北只1086番地	大洲市〔北只【北只を含む】〕	県MP平野
—	電子線量計森山	県道44号線(残地部)	大洲市森山甲625-1	大洲市〔森山【八河、森山本村、東(森山)、富谷を含む】〕	電子線量計宇津
—	電子線量計野田	明日香集会所	大洲市平野町野田乙687-109 番地	大洲市〔平野町野田A【富元、夜昼、滝の宮、明日香を含む】、北裏【北裏を含む】〕	県MP平野
—	電子線量計野佐来	南久米ふれあい広場	大洲市野佐来479番地	大洲市〔松尾【松尾、下松尾を含む】、野佐来【野佐来を含む】、稲積【稲積を含む】、長谷【長谷を含む】、梅川【梅川を含む】、横野【横野(横野)を含む】〕	県MP平野
—	電子線量計蔵川	蔵川ふれあい広場	大洲市蔵川239番地	大洲市〔蔵川【根元、本谷、満屋敷、丸山(蔵川)、日の平、川口、太田、宮野、舟原、小石を含む】〕	電子線量計白髭
—	電子線量計白髭	白髭集会所	西子市野村町白髭2号296 番地1	西子市〔白髭奥組、白髭中間、白髭中組、白髭白岩〕	電子線量計野佐来
—	電子線量計河内	多田公民館	西子市宇和町河内91-2	西子市〔久保、東多田、信里、瀬戸、加茂、大江、田苗、岡山、伊延西、伊延東、河内〕	県MP双岩
—	電子線量計富野川	天満神社付近	西子市野村町富野川487-2	西子市〔舟坂、成城、杉山、榎、柿木、金集(一部)、小滝(一部)〕	電子線量計鳥鹿野
—	電子線量計鳥鹿野	溪筋公民館	西子市野村町鳥鹿野862-1	西子市〔四郎谷中、四郎谷上、松溪上組、松溪上中、松溪下中、松溪下組、鳥鹿野上、鳥鹿野中、鳥鹿野下、旭上組、旭下組〕	電子線量計長谷
—	電子線量計水長	西子市市民病院	西子市宇和町水長147-1	西子市〔小原、真土、坂戸、清沢下、清沢上、李所、れんげ団地、永長、上松葉、下松葉、松葉団地、若宮団地〕	電子線量計西山田
—	電子線量計長谷	長谷地区農業集落排水処理施設	西子市野村町長谷1146番 地	西子市〔長谷、藤の地、日の地、古谷、河西(一部)〕	電子線量計鳥鹿野
—	電子線量計西山田	石城公民館	西子市宇和町西山田425	西子市〔岩木、郷内、西山田、山田、仁土〕	電子線量計水長
—	電子線量計新城	田之筋小学校	西子市宇和町常定寺2番地	西子市〔新城、常定寺、窪、平野、伊崎、田野中〕	電子線量計水長
—	電子線量計朝立	西子市役所三瓶支所	西子市三瓶町朝立1-360-1	西子市〔垣生、1区、2区、3区、安土(5区)、4区、7区、8区〕	県MP真穴
—	電子線量計周木	周木小学校跡	西子市三瓶町周木6-247-1	西子市〔周木、二及、長早〕	県MP真穴
—	電子線量計明間	明間公民館	西子市宇和町明間3071-4	西子市〔明間上成、明間岡山、明間昭和、明間中組、明間倉谷(一部)〕	電子線量計皆田
—	電子線量計皆田	下宇和公民館	西子市宇和町皆田1234-1	西子市〔稲生上、稲生下、皆田日之地、皆田岡組、皆田下組、下川上組、下川中組、下川下組〕	四電MP宇和
—	電子線量計下泊	下泊小学校跡	西子市三瓶町下泊779-1	西子市〔皆江、下泊〕	県MP三瓶
—	電子線量計依津	依津公民館	西子市明浜町依津3-281	西子市〔依津1区、依津2区、依津3区、依津4区、依津5区、依津6区、依津7区、依津8区、依津9区、渡江〕	県MP明浜
—	電子線量計宮野浦	明浜西中学校跡	西子市明浜町宮野浦27	西子市〔宮野浦1区、宮野浦2区、宮野浦3区、高山6区、高山5区、高山4区、田之浜1区、田之浜2区、田之浜3区、田之浜4区〕	県MP明浜
—	電子線量計富貴	市道富貴支線(残地部)	伊予市双海町串乙2505-2 地先	伊予市〔満野浜、満野空、松尾、富貴、本村、池ノ久保、下浜、奥西(一部)〕	電子線量計今坊
—	電子線量計白浦	白浦コミュニティーセンター	宇和島市吉田町白浦2031- ター	宇和島市〔和田、浜、与村井西、与村井中、与村井東、脇中島、奥南、先新浜、畦屋三つ尾、花組、茜荘、奥白井谷、引地雪森、小名、中之谷、高城、池の浦、深浦下、深浦上、宮の浦西、宮の浦東、日の平、荒巻(一部)、大河内上(一部)、大河内下(一部)〕	電子線量計依津
—	電子線量計奥浦	船間集会所	宇和島市吉田町奥浦甲3248 番地3	宇和島市〔大良、船間1、船間2、古浦、中浦、板ノ浦、惣代、南君西、南君東(一部)、立目(一部)〕	県MP吉田
—	電子線量計嘉島	嘉島小学校	宇和島市戸島4110	宇和島市〔嘉島〕	—
Ik-01-1	県モータリングポスト伊方越	茅トンネル北口付近	西宇和郡伊方町伊方越119 番地1		
Ik-09-1	県モータリングポスト湊浦	伊方町役場	西宇和郡伊方町湊浦1993 番地1		
Ik-17	県モータリングポスト川永田	川永田老人憩いの家	西宇和郡伊方町川永田甲1132 番地		
Ik-19	県モータリングステーション	九町越公園	西宇和郡伊方町九町字東風脇3 番耕地204番地		
Ik-24	県モータリングポスト九町	町見公民館	西宇和郡伊方町九町1番耕 地1800番地6		
Ik-29	県モータリングポスト大成	大成消防詰所横	西宇和郡伊方町二見乙179 番地3		
Ik-32	県モータリングポスト豊之浦	豊之浦小学校跡	西宇和郡伊方町豊之浦800 番地2		
Ik-35	県モータリングポスト加周	亀ヶ池温泉	西宇和郡伊方町二見甲1310 番地1		
Ik-49	県モータリングポスト三崎	八幡浜警察署申警察官連絡所	西宇和郡伊方町正野1259 番地	伊方町〔正野〕	電子線量計与修
Ya-14	県モータリングポスト双岩	八幡浜市民スポーツパーク	八幡浜市若山9番耕地169	八幡浜市〔布喜川、若山、釜倉〕	電子線量計谷
Ya-16	県モータリングポスト真穴	八幡浜市立真穴小学校	八幡浜市真網代162番地	八幡浜市〔真網代、穴井〕	電子線量計川名津
0o-03	県モータリングポスト長浜	脇川あらし展望公園	大洲市長浜甲785番地	大洲市〔長浜沖浦【沖浦1 51、沖浦2 52、沖浦3 53、沖浦4 54、沖浦5 55、沖浦6 56、沖浦7 57、小浦団地1 52を含む】、長浜仁久【仁久1・仁久2・仁久3を含む】、長浜【長浜4、長浜5、長浜6、長浜7、長浜8、長浜9、長浜10、長浜11、長浜12、長浜13、長浜14、長浜15、長浜16、長浜17、長浜18、長浜19、長浜20、長浜21、長浜22、長浜23、長浜24、長浜25、長浜26、長浜27、長浜28、長浜29、長浜30、長浜31、長浜32、長浜33、長浜34、長浜35、長浜36、長浜37、長浜38、長浜39、長浜44、長浜45、長浜46、長浜47を含む】、長浜町黒田【黒田48、黒田49、黒田50を含む】、長浜町晴海〕	電子線量計下須戒
0o-07	県モータリングポスト柴	大洲市養護老人ホームさくら苑	大洲市柴甲1402番地3	大洲市〔柴【柴139、柴140、柴141、柴142、柴143、柴144、柴145、柴146、柴147、柴148、柴149、柴150、柴151を含む】、白滝【白滝1 120、白滝2 121、白滝3 122、白滝4 123、白滝5 124、白滝6 125、白滝7 126、白滝8 127、白滝9 128、白滝10 129を含む】〕	電子線量計下須戒
0o-17	県モータリングポスト平野	八幡浜・大洲地区総合運動公園	大洲市平野町野田乙1651 番地	大洲市〔平野町野田B【坂田、香田、城の下、東大下、大下、平野町上、グリーンハイツ平野、鎌の田、大根、矢の地を含む】、黒木【黒木を含む】〕	電子線量計野田

Se-09	県モータリングボート三瓶	福島展望公園あらパーク	西予市三瓶町有太刀16番地	西予市〔有網代(6区)、有太刀、蔵貫浦、蔵貫〕	電子線量計周木
Se-11	県モータリングボート野村	野村シルク博物館	西予市野村町野村8号177番地1		
Se-16	県モータリングボート明浜	あけはまシーサイド・サンパーク	西予市明浜町高山甲461番地1	西予市〔高山3区、高山2区、高山1区、南組、上組、浜組、大狩浜、はまゆら、あけはま荘、門之脇〕	電子線量計宮野浦
Iy-02	県モータリングボート下灘	伊予市下灘ふれあいグラウンド	伊予市双海町串甲232番地1		
Uc-02	県モータリングボート内子	内子町役場	喜多郡内子町平岡甲168番地		
Uw-02	県モータリングボート吉田	東蓮寺ダム桜公園	宇和島市吉田町沖村甲2748番地3	宇和島市〔鳥首、沖村中、沖村上、沖村下、東蓮寺、桜校谷、河内中、河内上、筋〕	電子線量計白浦
-	四電モータリングステーション	ビジターズハウス付近	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地210番4		
-	四電モータリングボートNo.1	九町越守衛所付近	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地663番		
-	四電モータリングボートNo.2	発電所南方向	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地119番4		
-	四電モータリングボートNo.3	平葺守衛所付近	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地353番6		
-	四電モータリングボートNo.4	亀浦変電所付近	西宇和郡伊方町亀浦字柿ヶ谷1346番1		
-	四電周辺モータリングボート中久之浜	水ヶ浦小学校付近	西宇和郡伊方町中之浜字水ヶ浦24番地	八幡浜市〔雨井、西町、琴平、内之浦、赤網代、本町〕	県MP湊浦
-	四電周辺モータリングボート三机	瀬戸総合体育館	西宇和郡伊方町三机乙3305番地1	伊方町〔松之浜、上倉、三机〕	四電MP塩成
-	四電周辺モータリングボート塩成	瀬戸農業公園	西宇和郡伊方町塩成乙293番地	伊方町〔塩成、高浦〕	四電MP三机
-	四電周辺モータリングボート大久	大久展望台	西宇和郡伊方町大久2370番地1号	伊方町〔大久、リゾート、高茂〕	電子線量計川之浜
-	四電周辺モータリングボート三崎	三崎高校	西宇和郡伊方町三崎543番地2号	伊方町〔高浦、三崎〕	電子線量計二名津
-	四電周辺モータリングボート喜木津	喜木津小学校跡	八幡浜市保内町喜木津2番耕地353番地1	八幡浜市〔広早、喜木津〕	県MP伊方越
-	四電周辺モータリングボート宮内	八幡浜市文化会館	八幡浜市保内町宮内1番耕地118番地	八幡浜市〔清水町、和田町、楠町、須川奥、日之地、須川里、磯岡、喜木町、城高、神越、下河原、出の奥、今出、防川、松岡、新堂、大竹、舟来谷、梶谷岡、横尾地〕	電子線量計宮内
-	四電周辺モータリングボート北浜	八幡浜市庁舎	八幡浜市北浜1丁目1番1号	八幡浜市〔八代、八代団地、舌間、栗野浦、大黒町、新町、築港、千代田町、大谷口、広瀬、古町、第1分区、第2分区、第3分区、第4分区、矢野町、大平、幸町松本町、港、高城、中浦、大内浦、杖ノ浦、勘定、白浜、近江屋町、津羽井、合田〕	四電MP宮内
-	四電周辺モータリングボート大洲	大洲市庁舎	大洲市大洲690番地1	大洲市〔阿蔵【深井、下里、柴尾、池富、有松、城地1・城地2・城地3、只越1、只越2、古久米武田を含む】、高山【成畑、高山西、高山東、奥深井を含む】、西大洲【上山辺、安場、札場、関谷、大洲幸楽園、丸山(西大洲)、大洲14北、八尾、とみす寮、下山辺、サンクレスト大洲を含む】、大洲【大洲1、大洲2、大洲3、大洲4、大洲5、大洲6、大洲7、大洲8、大洲9、大洲10、大洲11、大洲12、大洲13、大洲14南、大洲15、大洲16、大洲17、大洲18、大洲城山、椎の森を含む】、柚木【柚木19、柚木20、柚木21東、柚木21西、平成病院、帝京藤富分校寮を含む】〕	電子線量計北只
-	四電周辺モータリングボート宇和	西予市庁舎	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市〔ひまわり団地、明石、希望の森、小野田、野田、久枝3区、久枝2区、久枝1区、伊賀上7区、伊賀上6区、伊賀上5区、伊賀上4区、伊賀上3区、伊賀上2区、伊賀上1区、特別養護老人ホーム、郷団地、鬼窪1区、鬼窪2区、鬼窪3区、鬼窪4区、鬼窪5区、鬼窪6区、鬼窪7区、鬼窪8区、鬼窪9区、松葉学園、卯之町1区、卯之町2区、卯之町3区、卯之町4区、卯之町5区、卯之町6区、卯之町7区、卯之町8区、卯之町9区、卯之町10区、卯之町11区、卯之町12区、卯之町13区、卯之町14区甲、卯之町14区乙、卯之町15区、卯之町16区、神領、みどり団地、さくら団地〕	電子線量計永長
-	四電周辺モータリングボート湊浦	四電伊方アパート	西宇和郡伊方町湊浦440番地3	八幡浜市〔鼓尾〕	県MP湊浦
-	四電周辺モータリングボート島津	島津公民館付近	西宇和郡伊方町二見字島津乙956番2		
-	四電周辺モータリングボート亀浦	亀浦配水池付近	西宇和郡伊方町亀浦字平畑38番2		
-	四電周辺モータリングボート九町越	四電九町越寮付近	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地685番3		
-	四電周辺モータリングボート九町	九町老人広場	西宇和郡伊方町九町1番耕地597番地10		
-	四電周辺モータリングボート二見	旧町見中学校	西宇和郡伊方町二見字浜田甲842番1		
-	水準モータリングボート八幡浜	八幡浜市立武道館	八幡浜市487番地		
-	水準モータリングボート宇和島	南予地方局宇和島庁舎	宇和島市天神町7-1		
-	水準モータリングボート松山	産業技術研究所	松山市久米窪田町487-2		
-	水準モータリングボート今治	今治東中等教育学校	今治市桜井2丁目9番1号		
-	水準モータリングボート新居浜	総合科学博物館	新居浜市大生院2133-2		

※「防護措置を実施する地区」には、県広域避難計画の参考資料2に記載の地区名又は行政区名等を記載

3 避難等防護措置を実施する地区リスト（冷却告示された原子力施設）

地点番号	名称	設置施設名	住所	防護措置を実施する地区
Ik-01-1	県モータリングポスト伊方越	茅トンネル北口付近	西宇和郡伊方町伊方越119番地1	伊方町〔大浜、中之浜、仁田之浜、河内、湊浦1、湊浦2、小中浦、中浦、川永田1、川永田2、豊之浦、伊方越、亀浦、奥、向、畑、須賀、久保、西、二見、加周、田之浦、古屋敷、鳥津、大成、佐市、足成〕
Ik-09-1	県モータリングポスト湊浦	伊方町役場	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	
Ik-17	県モータリングポスト川永田	川永田老人憩いの家	西宇和郡伊方町川永田甲1132番地	
Ik-19	県モータリングステーション	九町越公園	西宇和郡伊方町九町字東風脇3番耕地204番地	
Ik-24	県モータリングポスト九町	町見公民館	西宇和郡伊方町九町1番耕地1800番地6	
Ik-29	県モータリングポスト大成	大成消防詰所横	西宇和郡伊方町二見乙179番地3	
Ik-32	県モータリングポスト豊之浦	豊之浦小学校跡	西宇和郡伊方町豊之浦800番地2	
Ik-35	県モータリングポスト加周	亀ヶ池温泉	西宇和郡伊方町二見甲1310番地1	
—	四電モータリングステーション	ビクターズハウス付近	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地210番4	
—	四電モータリングポストNo.1	九町越守衛所付近	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地663番	
—	四電モータリングポストNo.2	発電所南方向	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地119番4	
—	四電モータリングポストNo.3	平鷺守衛所付近	西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地353番6	
—	四電モータリングポストNo.4	亀浦変電所付近	西宇和郡伊方町亀浦字柿ヶ谷1346番1	
—	四電周辺モータリングポスト湊浦	四電伊方アパート	西宇和郡伊方町湊浦440番地3	
—	四電周辺モータリングポスト鳥津	鳥津公民館付近	西宇和郡伊方町二見字鳥津乙956番2	
—	四電周辺モータリングポスト亀浦	亀浦配水池付近	西宇和郡伊方町亀浦字平畑38番2	
—	四電周辺モータリングポスト九町越	四電九町越寮付近	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地685番3	
—	四電周辺モータリングポスト九町	九町老人広場	西宇和郡伊方町九町1番耕地597番地10	
—	四電周辺モータリングポスト二見	旧町見中学校	西宇和郡伊方町二見字浜田甲842番1	

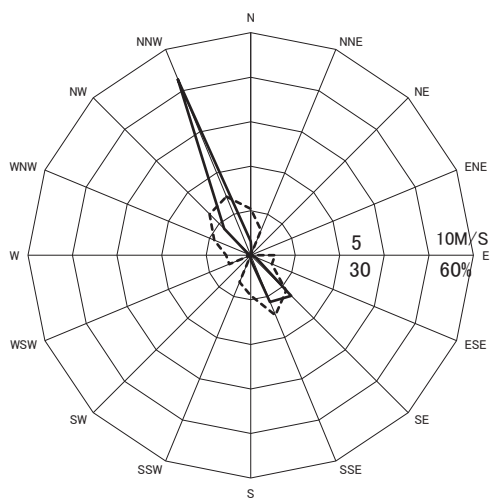
※「防護措置を実施する地区」には、県広域避難計画の参考資料2に記載の地区名又は行政区名等を記載

〈参考資料-13〉愛媛県モニタリングポスト風配図

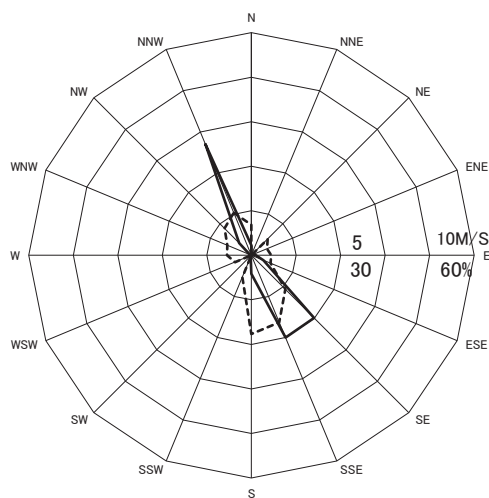
1 風配図 令和元年度
(伊方町 県九町越モニタリングステーション)

—— 風向頻度
----- 平均風速

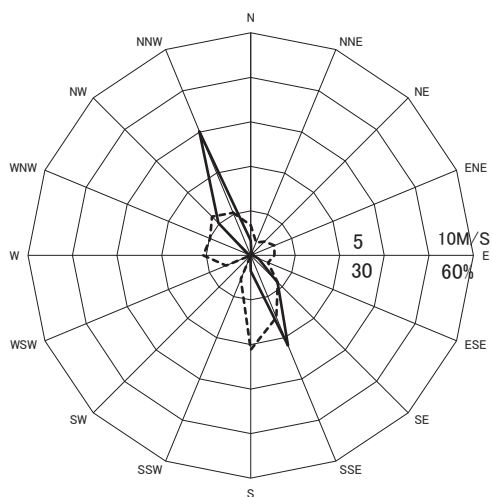
4月



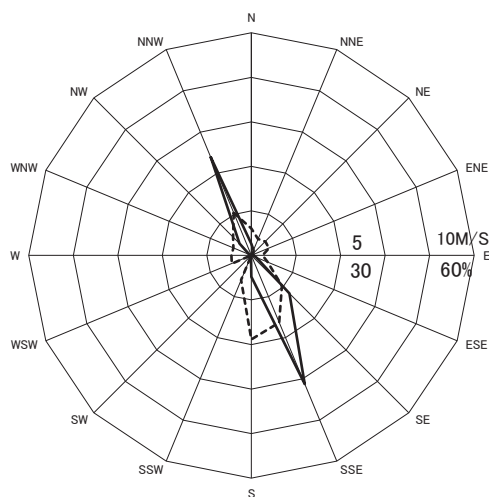
5月



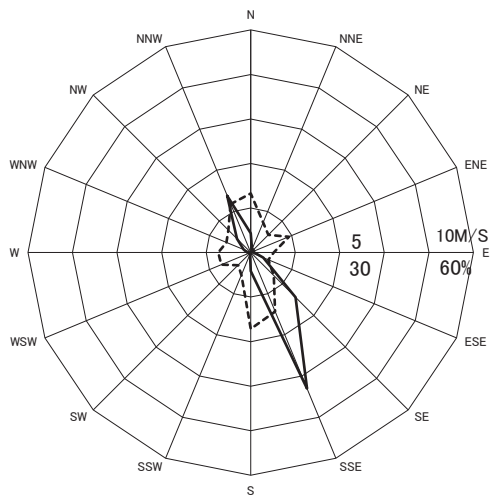
6月



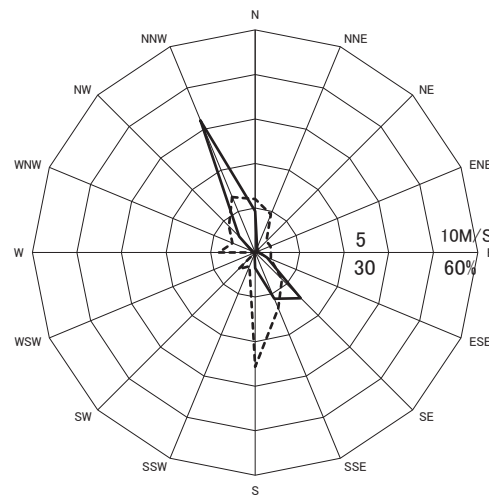
7月



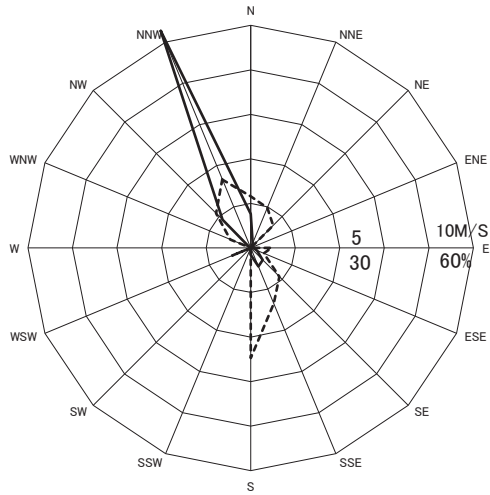
8月



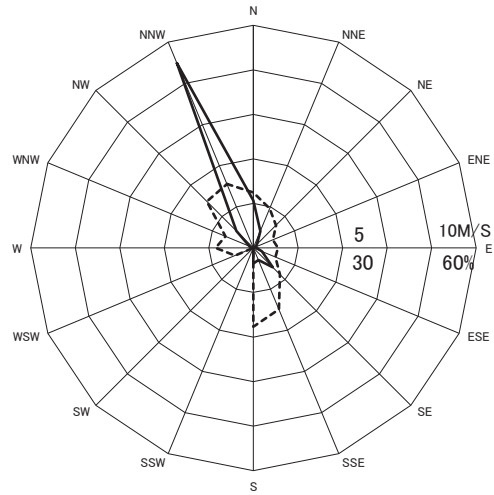
9月



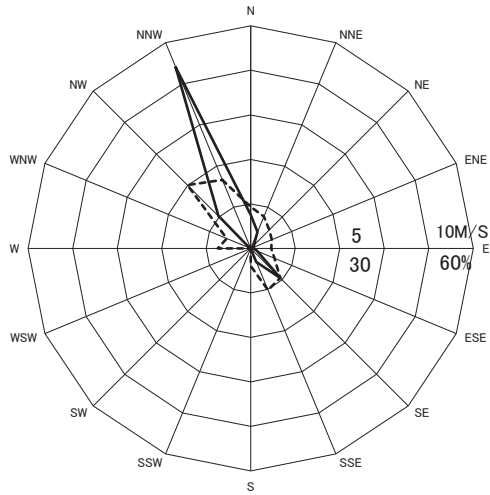
10月



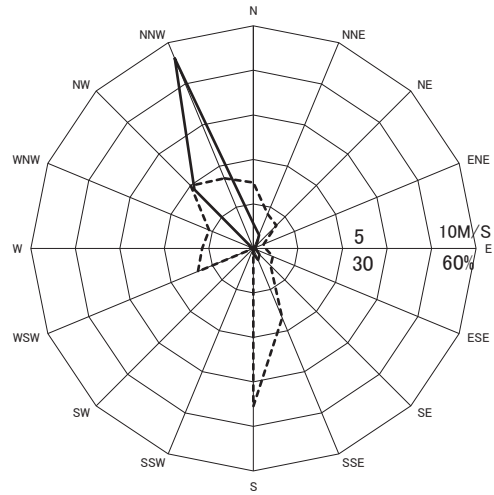
11月



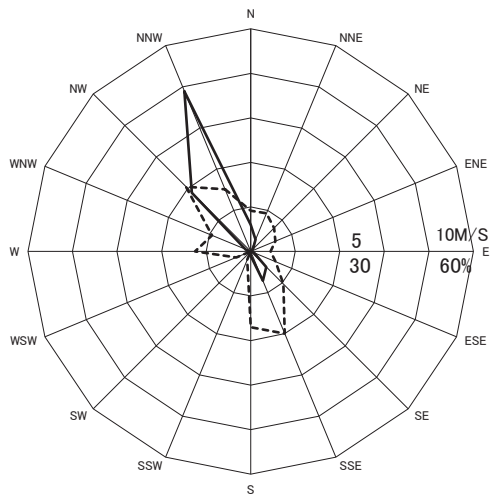
12月



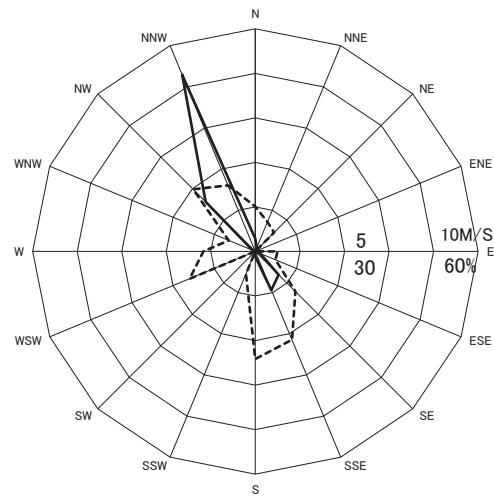
1月

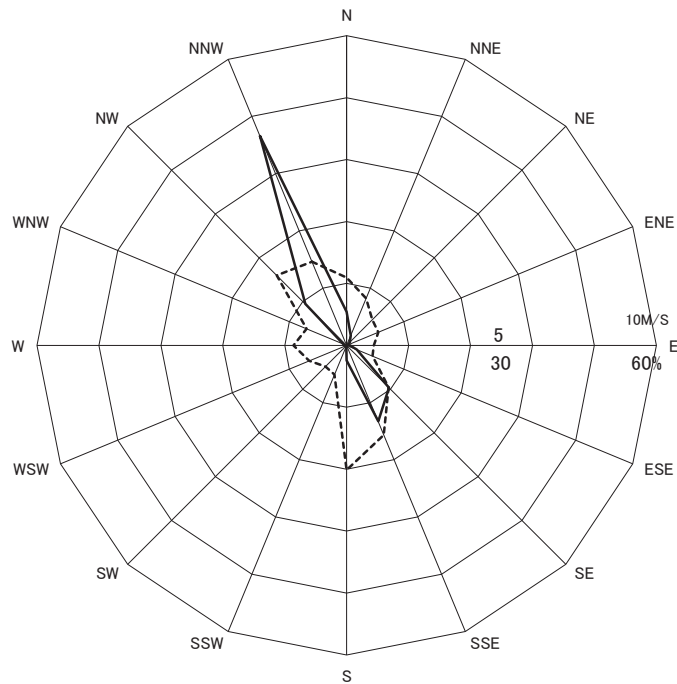


2月



3月





令和元年度（1年間）

— 風向頻度
 ---- 平均風速

2 大気安定度出現頻度（伊方町 県九町越モニタリングステーション）

（単位：％）

年 月 \ 大気安定度区分	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G
平成31年4月	3.6	10.6	12.1	1.3	5.8	0.8	38.6	7.5	7.9	11.8
令和元年5月	8.2	13.9	9.0	1.0	4.5	0.4	30.3	6.1	9.8	16.8
6月	6.0	12.6	10.1	1.4	3.1	1.0	38.9	4.6	7.4	15.0
7月	3.9	7.4	9.8	2.2	6.0	1.5	46.9	6.7	2.8	12.8
8月	6.2	7.1	9.1	2.0	5.9	1.1	42.6	5.1	3.6	17.2
9月	3.5	9.4	14.7	2.4	5.0	1.3	28.5	8.9	4.3	22.1
10月	1.5	4.6	8.9	2.2	7.1	1.9	44.0	7.8	9.4	12.8
11月	0.8	6.4	4.9	1.8	3.2	0.8	43.6	9.6	12.8	16.1
12月	0.0	2.2	5.1	3.1	2.7	1.5	53.0	11.4	6.5	14.7
令和2年1月	0.0	0.9	3.2	3.8	4.8	3.5	59.5	11.0	5.9	7.3
2月	0.3	4.5	6.8	2.2	4.6	2.2	49.8	8.5	7.2	13.9
3月	1.3	6.0	7.0	1.3	9.1	4.0	47.0	5.4	7.4	11.3
平均	2.9	7.1	8.4	2.0	5.2	1.7	43.6	7.7	7.1	14.3